



議案第五十七号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年六月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年六月拾叁日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表企業局の項中「二五人」を「二六人」に、「三一人」を「三二人」に改め、同表合計の項中「一六一人」を「一六二人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する。